

簡 易 公 開 調 達 公 告

平成 30 年度環境衛生研究センター 超低温フリーザー MDF-U53V 保守点検業務委託（地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「自治法令」という。）第 167 条の 2 第 1 項第 1 号及び和歌山県財務規則（昭和 63 年和歌山県規則第 28 号）第 108 条の規定に該当するもの）について、次のとおり簡易公開調達を行うので、和歌山県役務の提供等の契約に係る簡易公開調達実施要領（平成 20 年制定。以下「要領」という。）第 5 条の規定に基づき公告する。

平成 31 年 2 月 18 日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 簡易公開調達に付する事項

(1) 事業年度

平成 30 年度

(2) 調達業務の名称

平成 30 年度環境衛生研究センター 超低温フリーザー MDF-U53V 保守点検

(3) 調達業務の内容

和歌山県環境衛生研究センターに設置する超低温フリーザーの保守点検業務を実施する。
仕様書のとおり

(4) 契約期間

契約日から平成 31 年 3 月 31 日まで

2 簡易公開調達に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げるすべての要件を満たしていること。

(1) 自治法令第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しない者であること。

(2) 和歌山県役務の提供等の契約に係る入札参加資格に関する要綱（平成 20 年和歌山県告示第 1261 号。以下「要綱」という。）に基づき競争入札参加資格者名簿に登録されている者（入札参加資格の停止の期間中である者を除く。）であり、その競争入札参加資格者名簿の業務種目が「大分類『8 機械等保守管理（建築物に係るものを除く。）』の小分類『2 計測機器保守管理』」であること。

その他業務種目に係る入札参加資格の取扱いについては、簡易公開調達説明書のとおり

(3) 和歌山県内に本店を有する者、又は県内に支店等を有し、かつ、その長を代理人に選任している者であること。

(4) 和歌山県役務の提供等の契約に係る入札参加資格停止要領（平成 20 年制定）に規定する入札参加の停止の措置を受けている者でないこと。

(5) 和歌山県が行う調達契約等からの暴力団排除に関する事務取扱要領（平成 20 年制定）に規定する排除措置を受けている者でないこと。

(6) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき、更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき、再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

3 仕様書及び簡易公開調達説明書を交付する場所及び期間

(1) 場所

和歌山県環境衛生研究センター

和歌山市砂山南三丁目 3 番 45 号

(2) 期間

平成 31 年 2 月 18 日（月）から平成 31 年 2 月 28 日（木）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第 39 号）第 1 条に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く日の午前 9 時 00 分から午後 5 時 30 分まで。

(3) 質問の期間

仕様書及び簡易公開調達説明書について質問がある者は、平成31年2月18日（月）から平成31年2月26日（火）までの間において、和歌山県環境衛生研究センターに対して、所定の書面（ファクシミリを含む。）により行うこと。

その他質問の方法等については、簡易公開調達説明書のとおり。

4 簡易公開調達の見積書の提出の場所及び期間（提出期限）

(1) 場所

和歌山県環境衛生研究センター
和歌山市砂山南三丁目3番45号

(2) 期間（提出期限）

平成31年2月18日（月）から平成31年2月28日（木）までの県の休日を除く日の午前9時00分から午後5時30分（最終日にあつては、午後5時00分）まで。

5 簡易公開調達の方法に関する事項

(1) 簡易公開調達は、所定の見積書に見積もりする事項を記入し、その見積書を提出して行うこと。

(2) 落札者の決定に当たっては、見積書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、見積者（見積書を提出する者をいう。以下同じ。）は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を見積書に記入すること。

(3) 見積書は、封筒に入れ密封し、その封筒の封皮には見積者の氏名及び調達業務の名称を表示すること。

(4) 郵送により見積書を提出する場合には、封筒（封皮に見積者の氏名及び調達業務の名称を表示したもの）に密封した見積書を平成31年2月28日（木）午後5時00分までに、和歌山県環境衛生研究センターへ必着させること。

(5) その他見積もり方法の細目については、簡易公開調達説明書のとおり。

6 簡易公開調達の無効に関する事項

本公告に示した簡易公開調達資格のない者がした見積もり及び簡易公開調達説明書に記載する無効な見積もりに該当する見積もりは、無効とする。

なお、本県から和歌山県役務の提供等の契約に係る競争入札参加資格決定通知書の交付を受けた者であっても、決定後入札参加資格の停止の措置を受けて入札参加資格の停止の期間中である者等見積書の提出期限の日の時点で2に掲げる要件を満たしていない者のした見積もりは、無効とする。

7 落札者の決定に関する事項

(1) 簡易公開調達の要件、執行方法等の細目については、簡易公開調達説明書に記載するとおりとする。

天災地変その他やむを得ない事由が生じたときは、簡易公開調達を延期し、又は取りやめることがある。

見積者が談合し、又は不穏な挙動をする等の場合で簡易公開調達を公正に執行できない状況にあると認めたときは、簡易公開調達を延期し、又はこれを廃止することがある。

(2) この簡易公開調達の開札（封筒を開封し、見積書を確認することをいう。）は、見積書の提出期限後直ちに、和歌山県環境衛生研究センターの複数の職員により行うものとする

(3) 和歌山県財務規則第109条の規定により同規則102条の規定に準じて定めた予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な見積もりを行った者を落札者とする。

(4) 落札者となるべき同価の見積もりをした者が2人以上あるときは、直ちに当該見積者に代わって当該開札事務に関係のない和歌山県環境衛生研究センターの職員にくじを引かせ

て落札者を決定するものとする。

- (5) 落札者の決定後、契約の締結の日までの間において、落札者が2に掲げるいずれかの要件を満たさなくなったときは、契約を締結しないものとする。この場合において、和歌山県は落札者に対して損害賠償責任その他の何らの責任を負わないものとする。

8 契約書の要否

否（ただし、請書を提出するものとする）

9 その他

この簡易公開調達及びそれに基づく発注（契約）に関する事務を担当する部局の名称及び所在地は、次のとおりとする。

(1) 名称

和歌山県環境衛生研究センター

(2) 所在地

和歌山市砂山南三丁目3番45号

郵便番号 640-8272

電話番号 073-423-9570

ファクシミリ番号 073-423-8798